

## 富山県移住支援金事業対象法人向け説明会の開催について

東京圏への一極集中の是正及び地域の中小企業等における人手不足の解消を目的に、東京 23 区から富山県内に移住し、対象法人に就業した方に移住支援金※1を支給する「富山県移住支援金制度」を平成 31 年度から開始します。

対象となる法人の募集開始に先立ち、下記のとおり説明会を開催いたします。皆様の参加をお待ちしています。

### 記

#### 1 開催日時

平成 31 年 2 月 25 日（月） 14:00～15:00

#### 2 場 所

富山県民会館 701 号室（富山市新総曲輪 4 番 18 号）

#### 3 内 容

- （1）移住支援金事業の概要について
- （2）登録申請について
- （3）その他

#### 4 申 込 み

2 月 22 日（金）までに専用申込みフォームでお申込みください。

専用申込みフォーム：<https://shinsei.pref.toyama.lg.jp/56verB1b>

※各社 2 名まで

**【対象法人の要件】**以下の全てを満たす法人が対象となります。

- ・官公庁等でないこと。
- ・資本金 10 億円以上の法人でないこと。
- ・みなし大企業※2でないこと。
- ・本店所在地が東京圏以外の地域、又は条件不利地域にある企業であること。
- ・雇用保険の適用事業主であること。
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと。
- ・暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人でないこと。

<問い合わせ先>

富山県総合政策局企画調整室 U I J ターン促進担当

T E L : 076-444-4608

※1 東京 23 区在住者又は東京 23 区への通勤者（直近 5 年以上）が本県に移住し、中小企業等に就業した場合、国・県・市町村で支援金を支給（単身で移住の場合：60 万円、世帯で移住の場合：100 万円）

※2 本事業に係る「みなし大企業」は、以下のいずれかに該当する法人とする。

- ・発行済株式の総数又は出資価格の総額の 2 分の 1 以上を同一の資本金 10 億円以上の法人が所有している資本金 10 億円未満の法人
- ・発行済株式の総数又は出資価格の総額の 3 分の 2 以上を資本金 10 億円以上の法人が所有している資本金 10 億円未満の法人
- ・資本金 10 億円以上の法人の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の 2 分の 1 以上を占めている資本金 10 億円未満の法人